

サンスター健康保険組合並びにその事業主が共同で実施する 健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。サンスター健康保険組合では、健康診査事業について、当組合の各事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、各事業主とともに、健康診査事業を共同実施しています。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察(問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の調査)
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、肥満度、BMI
- 視力・聴力検査
- 胸部X線
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査(安静時)
- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン、eGFR
- 胃透視または胃内視鏡検査
- 肝機能検査
 - ・ GOT、GPT、 γ -GTP、ALP
- 膵臓検査(アミラーゼ)

- 血中脂質・尿酸検査
 - ・ 血清総コレステロール、血清トリグリセライド(中性脂肪)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸
 - 血糖検査(糖代謝)
空腹時血糖、HbA1c
 - 血液検査(貧血検査)
 - ・ 白血球、赤血球、血色素量、ヘマトクリット
 - 血小板数
 - 眼底検査
 - 頸部超音波検査
 - 歯科検診
 - 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※下線部分は、労働安全衛生法に定める健診項目(法定健診)

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

健康管理担当部門 部門長、診療所長、保健師、看護師、分析担当者
サンスター健康保険組合 常務理事、事務長、保健事業担当者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ サンスター健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、健康管理担当部門とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。
具体的健診データの利用は、健康管理担当部門のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師、看護師による健康相談、健康教育を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康指導を行います。

5. 健診データの管理責任者について

健診データの管理責任者は、健康管理担当部門の診療所長とサンスター健康保険組合の常務理事です。